

令和5年第1回上毛町議会定例会会議録 (4日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和5年3月16日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 渡辺哲也 2番 大石光一 3番 高西正人 4番 岩花寛之
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 宮崎昌宗 8番 峯 新一
9番 三田敏和 10番 茂呂孝志 11番 田中唯登志 12番 荒牧弘敏

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆
会計管理者 堀 三好・ 総務課長 宮吉保男・ 企画開発課長 熊谷豊司
税務課長 堀田京介・ 住民課長 円入忠義・ 長寿福祉課長 園田秀秋
子ども未来課長 末永浩一・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一
教務課長 村上英之・ 総務係長 末吉孝幸

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 野添雄二
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和5年第1回定例会議事日程（4日目）

令和5年3月16日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 8号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 9号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第10号 上毛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 5 議案第11号 上毛町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 6 議案第12号 上毛町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第13号 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第14号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第15号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第10 議案第16号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第17号 上毛町社会体育施設条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第18号 指定管理者の指定について（上毛町げんきの杜等）
- 日程第13 議案第19号 指定管理者の指定について（上毛町大池公園多目的運動広場）
- 日程第14 議案第22号 令和5年度上毛町一般会計予算
- 日程第15 議案第23号 令和5年度上毛町国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第24号 令和5年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第25号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算
- 日程第18 議案第26号 令和5年度上毛町農業集落排水事業会計予算

- 日程第19 議案第27号 令和5年度上毛町簡易水道事業会計予算
- 日程第20 議案第28号 町道路線の変更について
- 日程第21 議案第29号 町道路線の認定について
- 日程第22 発議第 2号 上毛町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第23 発議第 3号 東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書(案)
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第25 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 4 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（荒牧弘敏君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しています。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料を配付しておりますので、御確認ください。

○議長（荒牧弘敏君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、3月7日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は委員長付託案件をまとめて報告していただきますので、配付した議事日程とは異なりますが御了承ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告終了後の討論・採決は、日程の順に従って行いますので御了承ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（荒牧弘敏君）日程第7、議案第13号、日程第8、議案第14号、日程第9、議案第15号、日程第10、議案第16号、日程第11、議案第17号、日程第12、議案第18号、日程第13、議案第19号、日程第15、議案第23号、日程第16、議案第24号、以上9件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○文教厚生委員長（峯 新一君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会より報告いたします。

本委員会は、令和5年3月13日午前8時51分開始、午前9時58分終了でありました。

では、早速報告させていただきます。

令和5年度第1回上毛町議会定例会において本委員会に付託された9議案の審査を行い、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第13号 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、住民課長より説明をいただき、「吉富町外1町環境衛生事務組組合」を「豊前市外二町清掃施設組合」に改め、住所を「吉富町大字直江361番地」を「豊前市大字八屋322番地21」に改めるであります。

質疑なし。

討論なし。

全会一致で原案可決。

次に、議案第14号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、長寿福祉課長より説明を受け、出産育児一時金を40万8,000円から48万8,000円に引き上げ、総額50万円とするであります。

質疑。8万円アップした根拠は。

答弁。国の法律が変更したから。

討論なし。

全会一致で原案可決であります。

議案第15号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、こども未来課長より説明を受け、上毛町では大きく三つの改正になります。上毛町立保育所条例、2番目に上毛町子ども・子育て会議条例、3番目に上毛町特定教育・保育所施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例であります。

質疑。分かりやすく、何がどう変わったのか。

答弁。厚生労働省から内閣府に移り、厚生労働大臣との協議が要らなくなった。

討論なし。

全会一致で原案可決であります。

議案第16号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、こども未来課長より説明を受けました。安全計画の策定によるもので、議会の議決を要するためであります。

質疑。家庭的保育事業とあるが、本町ではあるのか。

答弁。上毛町では、現在まだこの事業はない。

質疑。車での送迎は、本町では。また、町からの補助は。

答弁。本町では、3保育所ではやっていない。実施しているのは、唐原小学校の放課後児童クラブで送迎事業をやってもらっていて、委託費の中でどうにかなるのではと考えている。

討論なし。

全会一致で原案可決。

議案第17号 上毛町社会体育施設条例等の一部を改正する条例については、教務課長より説明を受けました。上毛町健康増進施設を廃止することに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

質疑。以前の説明では、新体育館が出来上がった後に取り壊すと聞いていたが、3か月のタイムラグがある。それはなぜか。また、跡地を駐車場に利用すると聞いたが、それ以外の利用は考えなかったのか。それと、現在、体育館を利用している人や団体は3か月間どうするのか。

答弁。老朽化がとにかくひどく、雨漏りが激しい。また、駐車場がないので、駐車場として利用したい。体育館を利用している団体については、上毛中学校の体育館を利用してもらうことになる。

討論なし。

全会一致で原案可決であります。

議案第18号 指定管理者の指定について（上毛町げんきの杜等）は、教務課長より説明を受けました。社会福祉法人上毛町社会福祉協議会を指定管理者として指定するため、第5条の規定により議会の議決を求めるものである。

質疑。指定管理料は値上げしたのか。

答弁。電気代分だけの値上げであります。

討論なし。

全会一致で原案可決です。

議案第19号 指定管理者の指定について（上毛町大池公園多目的運動広場）は、教務課長より説明を受けました。指定管理者を公益社団法人豊前・上毛シルバー人材センターに指定するため、第5条の規定により議会の議決を求めるものであります。

質疑。シルバー人材も人手不足だと聞いているが、そのような不安はないか。

答弁。常に5人体制で担当してもらっているので心配はない。

質疑。草刈りやグラウンド整備などは年何回ぐらいやっているのか。

答弁。草刈りはその都度やってもらっている。グラウンド整備においては、ほぼ毎日やってもらっている。

討論なし。

全会一致で原案可決であります。

議案第23号 令和5年度上毛町国民健康保険特別会計予算については、長寿福祉課長及び子ども未来課長より説明を受けました。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億9,976万2,000円と定めるを議題としました。

質疑。令和5年度の医療費の見込額は。

答弁。令和4年度は39万7,621円で、令和5年度は同額か、少し安くなる見込みである。

質疑。保険証の短期の人は何世帯いるのか。

答弁。43世帯です。

質疑。データヘルス計画策定支援業務とはどういったものなのか。

答弁。日本人の支援の6割が生活習慣病と言われている。この生活習慣病を予防するため、健診だけではなく、データを分析し、健康課題をつくり上げ、問題を改善していくものである。

討論なし。

全会一致で可決であります。

最後に、議案第24号 令和5年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算については、長寿福祉課長より説明を受けました。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,589万4,000円と定めるを議題としました。

質疑。1人当たりの医療費は令和3年度で幾らか。また、県内順位は。

答弁。1人当たり113万3,308円で、34番目になる。

質疑。滞納者数は何人か。

答弁。8人です。

討論なし。

全会一致で可決しました。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒牧弘敏君）委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）続きまして、日程第2、議案第8号、日程第3、議案第9号、日程第4、議案第10号、日程第5、議案第11号、日程第6、議案第12号、日程第17、議案第25号、日程第18、議案第26号、日程第19、議案第27号、日程第20、議案第28号、日程第21、議案第29号、日程第22、発議第2号、日程第23、発議第3号、以上12件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は、3月13日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員会6名と町長以下執行部の出席をもって、午前10時10分開会、11時53分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例改正等5件、当初予算3件、その他2件、議員から提出された発議、条例1件、意見書1件の計12案件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

議案第8号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、最初に総務課長に説明を求めました。

国家公務員においては、既にフレックスタイム制度の運用が行われているところで

すが、今回、地方公務員についてもフレックスタイム制の運用を可能とする体制を整えるよう国から求められていることから、今回、条例改正を行うものです。

質疑。フレックスタイムですが、運用は近隣市町の状況を見ながらになると思いますが、今時点で必要性を感じていますか。

答弁。近年、コロナ禍においてテレワークとか公務員についても働き方改革などが言われています。する必要があるということは認識しているが、現在の上毛町の職場の在り方、勤務の状況のありようから考えるとスムーズな導入は難しい。大きな市役所などに比べるとなかなかやりにくい。

質疑。過去の出来事で、フレックスタイムを導入したほうがよいという事例があったかどうか。

答弁。保育所については土曜日の保育があるので、保育所については、一部、勤務状況、業務の状況に応じたフレックスタイムとは言えませんが、そういうことがあるかと思います。一般の職員については、来庁者の方がいるので1時間ずらすということは難しいと思っている。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第8号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第9号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められ、非常勤消防団員の報酬を年報酬と出動報酬にすること、団員の階級にある者の年額報酬は3万6,500円を標準にすること、また、上位の階級にある者については標準額との均衡を図ること、災害に係る出動報酬は1日当たり8,000円を標準とすることなどになっているとの説明でした。

質疑。総務省等から前々から言われていた金額の標準的なものにするのはよいことだと思います。報酬の支払いの件で、全国的な問題ですが、団員に直接支払いなさいとの指導があっている。場所によっては団がまとめていたりしている。支払い方法をどのようにされているか。

答弁。今回の改正の中で、国からの通知等により個人に支払うことを強く言われているので、その方向に向けて団の方と協議をしていきたいと思っている。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第9号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第10号 上毛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、最初に企画開発課長に説明を求めました。

個人情報の保護等について、民間業者は個人情報保護法で、国は行政機関個人情報保護法で、独立行政法人等は独立行政法人個人情報保護法で、自治体は個人情報保護条例で取扱い等が決められていたが、改正により個人情報保護法に全て統合されることになっています。改正の趣旨としては、個人情報の保護法について、全国的な共通ルールを法律で制定することにありますとの説明でした。

質疑。条例を改正することによって、個人情報の情報の提供の仕方が改正前と改正後はどのように違うのか。

答弁。先ほど説明したとおり、条例で町が定めていたもの、前の条例で定めていた個人情報の取扱いが、全国共通の個人情報の取扱いの法律にのっとって取り扱う。そして、その委任された事項、もしくは許容された事項については条例で定めるということで、取扱いが全国同じ取扱いになるということです。

討論。討論なし。

採決。起立多数。したがって、議案第10号 上毛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、当委員会は起立多数で可決することに決しました。

議案第11号 上毛町個人情報保護審査会条例の制定について。最初に企画開発課長に説明を求めました。

これまでは審査会においては、個人情報保護条例と特定個人情報保護条例の中でそれぞれ規定していましたが、今回の法律改正により、新たな個人情報保護審査会条例を制定するものです。また、これまで例外的に許容される個人情報の取得、利用等については審査会に諮問することとしていましたが、法律改正により、国のガイドライン等により取り扱うことにしており、審査会への諮問の対象から外されていますとの説明でした。

質疑。この審査の設置の必要性ですが、個人情報はいろいろあります。それをファイル化して公表して利用したい方を募集すると思うのですが、それについての審査で

はないのか。

答弁。この条例で定めているのは、先ほど言いました請求等で、請求されたのに不作為があることに関して、本人から不服の申立てがあつたら審査をすることのみの審査会です。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第11号 上毛町個人情報保護審査会条例の制定について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第12号 上毛町情報公開条例の一部を改正する条例について、最初に企画開発課長に説明を求めました。

上毛町情報公開条例の一部を改正する条例について、個人情報の保護に関する法律の改正により、不開示情報について情報公開法の開示情報と整合性が取られています。そのため、上毛町情報公開条例の開示情報についても、情報公開法の開示情報に準じた改正を行うものです。また、今回の改正とは別に、公文書の開示請求を何人も請求できるように改正しています。

質疑。情報開示請求ですが、何人もできるということですが、例えば企業からとか団体からあつた場合できるということか。

答弁。企業であれば、企業の代表者、担当者なり、誰からでもできるということです。

討論。討論なし。

採決。起立多数。したがって、議案第12号 上毛町情報公開条例の一部を改正する条例について、当委員会は起立多数で可決することに決しました。

議案第25号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算について、最初に企画開発課長に説明を求めました。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ233万円と定める。その他の委託料で、企業誘致支援業務委託料165万円を計上している。内容としては、工業等用地に企業誘致を実現するため、企業への立地意向調査、情報誌等による情報提供、企業誘致アドバイスなどの企業誘致支援業務を委託する経費ですとの説明でした。

質疑。企業誘致支援業務委託料ということで、これはコーディネーター的な支援なのか、マッチング的な支援なのか。

答弁。マッチングというよりもコーディネーター的な支援です。内容としては、1

万社以上にうちの条件等を調査してもらって、アンケート調査を依頼して、その次の段階として、そういうのを拾い上げてもらってという話になる。アンケート調査等は、1万社にアンケートを送って、まず町の部分を知ってもらって、意向があるかということ調査することになる。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第25号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第26号 令和5年度上毛町農業集落排水事業会計予算について、最初に建設課長に説明を求めました。

令和5年度上毛町農業集落排水事業会計は、接続戸数274戸、年間総配水量6万4,680立方メートル、一日平均排水量176立方メートル、収益的収入及び支出の予算額は、農業集落排水事業収益は8,816万1,000円、農業集落排水事業費用は8,088万7,000円となる。

農業集落排水事業の実施状況ですが、接続率は、八ツ並・吉岡地区で79.1%、土佐井地区で78.7%、2地区合わせて78.9%ですとの説明でした。

質疑。汚泥引抜き手数料、処理施設維持管理業務委託料はそれぞれ幾らになるか。

答弁。汚泥引抜き手数料は547万8,000円、処理施設維持管理業務委託料は1,743万8,000円を計上している。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第26号 令和5年度上毛町農業集落排水事業会計予算について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第27号 令和5年度上毛町簡易水道事業会計予算について、最初に建設課長に説明を求めました。

業務の予定量として、給水戸数1,264戸、年間総給水量24万1,995立方メートル、一日平均給水量663立方メートル、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりとする。簡易水道事業収益1億3,988万5,000円、簡易水道事業費用1億2,567万1,000円とする。

給水区域内の計画給水人口に対する加入率は、安雲配水池給水区域で89.9%、原井配水池給水区域で75.3%、簡易水道事業全体で89.4%、前年度より2.1%の伸びになっている。

総経費 17 節委託料に、今後の水道区域拡張計画のための水源地調査委託料として 650 万円を、建設改良費 17 節委託料に原井簡水の排水管の老朽化に伴う排水管布設替事業実施設計業務委託料として 2,251 万 7000 円を計上している。排水管布設替事業の補助率は 10 分の 4 となっている。

質疑。水道水質検査手数料と受水量はそれぞれ幾らか。

答弁。基本水量が 1 日 800 トンとなっているので、800 トンで計算すると 3,865 万円となる。水道水質検査手数料は、上毛簡水で 82 万 9000 円、原井簡水で 119 万円となる。

質疑。総経費の中で 22 ページの委託料の 1,435 万 4,000 円の説明の中で、水源地調査 650 万円との予算ですが、残りの 800 万円ぐらいは他の何かの調査をされるのか。

答弁。水源地調査は 650 万円で、他に施設管理委託料、保守点検委託料、水道システム改修業務委託料、システム更新業務等の委託料がある。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第 27 号 令和 5 年度上毛町簡易水道事業会計予算について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第 28 号 町道路線の変更について、最初に建設課長の説明を求めました。

2 級路線の下村・野間線、その他路線の五領・楠元線について、令和 3 年度に施工した下村・野間線交差点改良工事より、2 路線の起点を変更するものです。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第 28 号 町道路線の変更について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第 29 号 町道路線の認定について、最初に建設課長に説明を求めました。

圃場整備事業により支線農道として整備がなされた農道について、町道その他の路線、小迫線として認定をお願いするものです。位置としては、大字下唐原の県道吉富本耶馬溪線から整備がなされた圃場に通じる道路ですとの説明でした。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第 29 号 町道路線の認定について、当委員会

は全会一致で可決することに決しました。

発議第2号 上毛町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、最初に提案者に補足説明を求めました。

一組等の構成団体の対応について、議案第10号にあったように基本的には全国統一の条例のため、内容的には差異がないとの説明を受けているとの説明でした。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。起立多数。したがって、発議第2号 上毛町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、当委員会は起立多数で可決することに決しました。

発議第3号 東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書(案)、最初に提案者の補足説明を求めました。特になしということでした。

質疑。東海道新幹線、山陽新幹線は公共事業として全額国の責任で設置されましたが、九州新幹線も当然国の責任をもってこの事業を推進すべきと考えるが、提出者はどのように考えているか。

答弁。東海道新幹線ができた時代と当然時代背景も違います。一般的には、県あたりには多少の負担があるようです。大分県のホームページに掲載していた試算ですが、最大90%の地方債で賄うことができる。地方債の元利償還金の50から70%は交付税措置が適用可能となっている。大分県では、実質負担は33億から40億円程度。地方自治体の負担はありませんとの答弁でした。

討論。討論なし。

採決。起立多数。したがって、発議第3号 東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書(案)について、当委員会は起立多数で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(荒牧弘敏君) 委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第14、議案第22号、以上1件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

宮本委員長。

○予算決算委員長（宮本理一郎君）皆さん、おはようございます。予算決算常任委員会より審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された次の案件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

付託案件。議案第22号 令和5年度上毛町一般会計予算。

本委員会は、令和5年3月14日午前8時53分、委員会を開催し、付託された議案について、全議員並びに町長、執行部出席の上、関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審議を行いました。その結果、令和5年度一般会計予算は、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容は以下のとおりでございます。

総括質疑に対する説明。

質疑。町税が増加している理由は何か。

答弁。留保財源を予算化したためでございます。

質疑。ワイズスペンディングで始めた事業は、令和4年、令和5年に何がございませぬか。

答弁。8月に平和の架け橋事業並びにケア・トランポリン事業の実施をし、国内体験事業は中止いたしました。

質疑。市民体育館の起債はどのようにしているのか。

答弁。過疎債で12年としてございます。

質疑。防災ハザードマップよりも河川の整備がまず優先ではございませぬか。

答弁。県営河川によるハザードマップの改修であり、県への要望のためでもございます。

次に、担当課長の説明を求め、質疑を行いました。

質疑。自治会長の報酬の平等割について、もっと精査すべきではありませんか。

答弁。自治会長の見解にもよりますが、会長会に諮って今後検討いたします。

質疑。会議録の復元作成機の導入対象課はどのようになっていますか。

答弁。全課で使っていただく予定であり、議会、委員会も検討いたします。

質疑。大池公園灯りの祭典の集客はどの程度ございましたか。

答弁。令和3年のイルミネーション祭りでは1万8,658人でしたが、令和4年の灯りの祭典では4万5,145人が集まり、大変な盛況でございました。

質疑。入場者数のカウント方法は。また、令和5年の目標は。

答弁。カウンターによって人数の確認チェックをいたしました。令和5年は5万人の入場を目標にしております。

質疑。コモンパーク彩葉の販売残は、今どの程度ございますか。

答弁。現在、6区画が残っている状況であります。

質疑。旧大平手づくり村のデッキ、パーゴラの撤去の意味合いはどういったところでございますか。

答弁。芝生を張って、フリースペースにいたします。土砂を搬出して平らにすることでございます。

質疑。敬老の集い講演会の増額の理由はどうしてですか。

答弁。会場を新体育館に変更したためでございます。

質疑。ケア・トランポリンの参加者が減っているが、その実情はどうですか。

答弁。令和3年に20名、令和4年が14名、そして直近では10名と、低迷している状況でございます。

質疑。通訳機導入の理由とその背景は。

答弁。個別訪問時に必要不可欠な機械であり、個人情報保護のためにも非常に役立つということでございます。

質疑。在宅支援業務で、配食・配達等でのドア・ツー・ドアの考えは持っておりますか。

答弁。買物困難者に対して、今後、ドア・ツー・ドアを増やしていきたいと思っております。

質疑。浄化槽補助金利用状況、あるいは設置状況はどうなっておりますか。

答弁。5人槽が23件、7人槽が16件、10人槽が1件、計40件であり、昨年、令和4年度は29基でございましたから、増えてございます。

質疑。町内のため池の劣化状況はどうなっておりますか。

答弁。全体で103か所ございますが、51か所を順次補修し、令和7年度までに完了予定としております。

質疑。指定管理大平楽のお風呂の修繕にはもっと積極的に取り組むべきではござい

ませんか。

答弁。経年劣化で不都合なところが出てきており、優先順位で工事を行っているところでございます。

質疑。長寿命化の住宅はどこが対象か。建て替えの計画はあるのか。

答弁。全てが対象であり、建て替えの検討中でございます。

質疑。戸別受信機の修繕の結果はどうでしたか。

答弁。新設が40台、交換が20台、計60台の実績でございます。

質疑。ICT派遣予定は、週1回では少なく、活用できない状態であります。

答弁。各学校に週1回、業者の指導により、令和3年、令和4年と徐々に活用ができてきていると判断しております。

以上、質疑・答弁、大変活発なやり取りが行われ、午後3時16分に閉会終了いたしました。

以上、予算決算常任委員会の報告でございます。

○議長（荒牧弘敏君）委員長の報告は終わりました。

これから委員長に報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒牧弘敏君）これから委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第8号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第8号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第3、議案第9号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第9号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第4、議案第10号 上毛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は議案第10号に反対の立場から討論いたします。

自治体が保有する個人情報は、公権力を行使して取得したり、申請、届出に伴い、義務として提出されたものです。介護、子育て、教育、健康など、自治体が持つ膨大な住民サービスに関わる情報を特定の個人に識別できないように加工したとはいえ、個人に関する情報を企業のもうけのために外部に提供することは行政の仕事とは言え

ません。

以上の理由を申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）他にありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、議案第10号 上毛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第5、議案第11号 上毛町個人情報保護審査会条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第11号 上毛町個人情報保護審査会条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第6、議案第12号 上毛町情報公開条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第12号 上毛町情報公開条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第7、議案第13号 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第13号 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第8、議案第14号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案どおりであります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第14号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第9、議案第15号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第15号 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第10、議案第16号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第16号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第11、議案第17号 上毛町社会体育施設条例等の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第17号 上毛町社会体育施設条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第12、議案第18号 指定管理者の指定について(上毛町げんきの杜等)、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第18号 指定管理者の指定について(上毛町げんきの杜等)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第13、議案第19号 指定管理者の指定について(上毛町大池公園多目的運動広場)、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第19号 指定管理者の指定について(上毛町大池公園多目的運動広場)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第14、議案第22号 令和5年度上毛町一般会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は議案第22号に反対の立場から討論いたします。

新体育館建設の必要性は認めますが、建設に当たって当初の計画を変更し、メインアリーナ約900平米の拡張工事に対し、約9億円増額分の工事費の内訳が示されな
いまま工事を進めています。維持管理費は指定管理費として5,400万円の予算計
上がされているが、この積算根拠、算出の要因の一つとなる体育館使用料収入の見込
額の提示がされなかったことは、指定管理料に不透明さが残ります。体育協会、加盟
団体が町内の体育施設を使用する場合、これまでどおり無料にすることが明言されず、
有料化の可能性を残しています。

2点目、新型コロナウイルス感染症対策費の中で、国の施策とはいえ、令和5年度
は、昨年度に予算計上されていた1節、3節、7節、10節、11節の予算計上と新
型コロナウイルス接種業務委託料の予算整理をされていない。

3点目、給食調理業務委託は、食育という観点から考えると好ましい実施方法であ
りません。

以上の理由を申し述べて、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

三田議員。

○9番（三田敏和君）令和5年度一般会計予算について、賛成の立場から討論いたしま
す。

し尿処理受入れ施設が令和5年度より新たな枠組みでスタートしますが、費用増に
より非常に厳しい状況がありますが、今後検討が必要と認識しております。その他を
見れば、伴走型相談支援や出産・子育て交付金事業、産後ケア事業、小学校トイレ洋
式改修事業、ICT支援員派遣事業、旧ふるさと手づくり村活用事業、その他継続事
業を含め、町民に寄り添った事業が展開されています。大いに期待される予算だと考
えておりますので、賛成の討論といたします。

○議長（荒牧弘敏君）反対討論はありませんか。

岩花議員。

○4番（岩花寛之君）私は議案第22号に反対の立場で討論します。

今回の議案には、吉富町外1町環境衛生事務組合の予算1,708万3,000円、
豊前市外二町清掃施設組合1億3,557万7,000円、豊前市し尿前処理施設の起
債負担金1,436万7,000円という形で、今年度と来年度は4,300万、来年度
以降も3,000万近くの費用が上がるという予算が上がってきております。

この件は、約6年ほど前から、豊前市のほうから下水道処理方式の提案があり、その後、年額は、皆さんも御存じのとおりですが、これまで私も一般質問や全員協議会などで何度も御提言させいただきましたが、水道料金、下水道料金、前処理施設起債負担金については、豊前市に対してと吉富町、上毛町の二つの町のメリットのバランスが悪く、納得ができませんでした。

先日行われました予算委員会でも、一般的な話として、先行投資に対して後から参入するものがロイヤリティーを払うというのは理解できますが、それにしても、3自治体のメリットを比較したときに、譲っていただきたいところでした。

これまで、理事長である坪根町長や住民課長でありました垂水課長、円入課長、その他この関係に関わられた職員の皆さんの御苦勞は本当に理解しておりますが、今回の予算案に、上毛町の議員ももろ手を挙げて賛成しているというふうに豊前市の方に認識されるのは私は容認できません。

先ほども言いましたが、豊前市の負担金は、今回、5,600万3,000円、うち8割が上下水道料金となっております。吉富町も約3,000万ですので、2,000万円以上の上下水道料金を支払うこととなります。年間で二つの自治体で6,000万から7,000万の上下水道料金が豊前市に入ることとなります。そうした不平等な広域連携は将来に対して遺恨を残すと思います。豊前市の皆様にも、ぜひとも自分のところのメリットだけではなく、他自治体のメリット、デメリットも慎重に考慮して御検討をいただきましたかったところでした。

今後も、上下水道料金を減額することが、上毛町、吉富町だけではなく、豊前市の住民にとっても長い目で見ればメリットがあるということを提案してまいりたいと思っております。

私自身、組合議員として関わっておりましたし、もっと違うアプローチができたのではないかと反省しておりますが、今後の広域連携の在り方に一石を投じる意味でも、今回の議案に関しては、上毛町の議会議員の立場としては反対したいと思います。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は、議案第22号 令和5年度上毛町一般会計予算、賛成の立場より討論いたします。

2040年1万人構想は、これから確実な足取りを持って進んでいかなきゃいけない。これは公約でございますから、2040年という分限が切られている、そこに向かって町長以下皆さんが一緒になって特に、議会・行政が一緒になって歩かなきゃいけない。そういう意味において、この予算案を見ますと、執行部が御努力されている、配慮されているという予算を感じるのでございます。

庁舎の屋上改修事業、あるいは旧手づくり村の事業、あるいは空き家改修、定住促進、あるいは買物困難在宅支援、あるいは多面的機能交付金、いろいろ住民のために、地域発展のために一つ一つ精魂を込めて予算をつけているということが非常によく分かります。

ですから、我々が、やっぱり皆さんが協力し合って町長の言う2040年に向かって少しずつ実績を上げていないと、住民は常に、あんなこと言ったけどさ、少しも変わってないと言われるようじゃ困るわけです。ですから、上がった予算に対して、我々が、執行部、行政、議会挙げて共に努力しながら、同じ足取りで向かっていく必要があるかと思うのでございます。

今予算にそういった立場から賛成し、今後ともお互いに頑張っていかなければならないということを自覚する予算でございます。

○議長（荒牧弘敏君）反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

高西議員。

○3番（高西正人君）私は賛成の立場から討論いたします。

コロナ禍での予算編成となっていた令和4年度までなんですけれども、選択と集中のため、削減すべきところは削減するという努力が見受けられたのですが、アフターコロナとなる令和5年度につきましても、同様の努力の下に予算編成をされていると判断しました。

また、DX、福祉、教育、そして広域行政等で進みゆく社会の変化に対応するための各種施策は、町民の将来に備え、かつ、本町発展に資するものと判断いたしました。よって私は賛成いたします。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、議案第22号 令和5年度上毛町一般会計予算は原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩をします。11時15分から再開しますので、よろしくお願ひします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（荒牧弘敏君）それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

○議長（荒牧弘敏君）日程第15、議案第23号 令和5年度上毛町国民健康保険特別会計予算、これから討論を行います。討論はありますか。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は議案第23号に反対の立場から討論いたします。

国民健康保険に加入しているほとんどの方は、国民健康保険料の負担が重いと云っています。国は、1984年まで医療費の45%を負担していましたが、医療給付費を50%として国の負担、医療費の負担割合を引き下げたためであります。国の国民健康保険の運営の在り方に問題があるので、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、議案第23号 令和5年度上毛町国民健

康保険特別会計予算は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君） 日程第16、議案第24号 令和5年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 私は議案第24号に反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の高齢者とそれ以外の高齢者とを切り離して差別医療を押しつけるものであるので、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君） 起立多数。したがって、議案第24号 令和5年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君） 日程第17、議案第25号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第25号 令和5年度上毛町工業等
用地造成事業特別会計は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第18、議案第26号 令和5年度上毛町農業集落排水事業
会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第26号 令和5年度上毛町農業集
落排水事業会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第19、議案第27号 令和5年度上毛町簡易水道事業会計
予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第27号 令和5年度上毛町簡易水
道水道事業会計予算は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君） 日程第20、議案第28号 町道路線の変更について、これから
討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君） 全会一致。したがって、議案第28号 町道路線の変更について
は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君） 日程第21、議案第29号 町道路線の認定について、これから
討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君） 全会一致。したがって、議案第29号 町道路線の認定について
は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君） 日程第22、発議第2号 上毛町議会の個人情報保護に関する

条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君)全会一致。したがって、発議第2号 上毛町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君)日程第23、発議第3号 東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書(案)。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君)私は発議第3号に反対の立場から討論いたします。

新幹線について、私は交通手段の近代化と技術革新の成果であると考えており、国民の利便性の増進からも、建設そのものに反対するという立場ではありません。新幹線の建設は日本列島の骨格を形成するもので、東海道、山陽新幹線建設のように、公共工事として全額国の責任で設置すべきと考えています。

これまで九州には、鹿児島ルート、西九州ルートが開業され、両ルートが着工する前は、新幹線と在来線の両方を運行すると言って工事を進めてきましたが、途中で一部の路線がJRと経営分離され、第三セクターで住民負担が伴う運行となりました。東九州新幹線は日豊線の一部が第三セクターとして運行される可能性は否定できず、第三セクターの行きつく先は廃線になります。東九州新幹線整備は10自治体だけで協議するのではなく、関係する全ての自治体が参加して協議を進めていくべきだと考えます。仮に一部でも路線が廃止されれば、鉄道として果たす効果は弱くなります。

以上の理由を述べて、この発議に反対をいたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、発議第3号 東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第25、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませ

んか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）以上で本日の日程は全て終了しました。

これで会議を閉じます。以上をもって令和5年第1回上毛町議会定例会を閉会します。皆さん、お疲れさまでした。

閉会 午前11時26分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 月 日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員